

身に覚えがない「消費料金等のハガキ」や「料金未納のメール・SMS」にご注意ください！

～不安にさせてお金を騙し取る架空請求です～

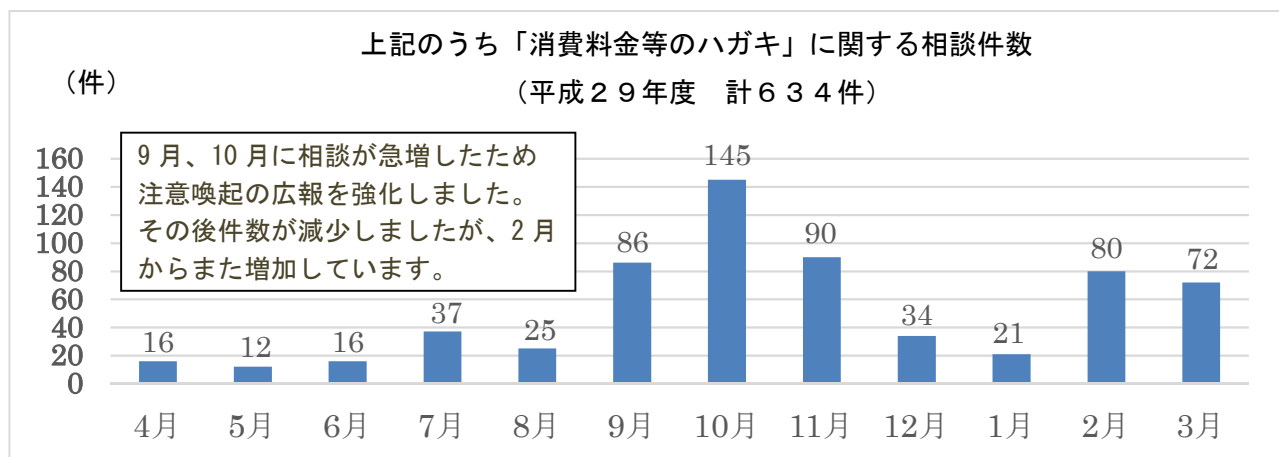
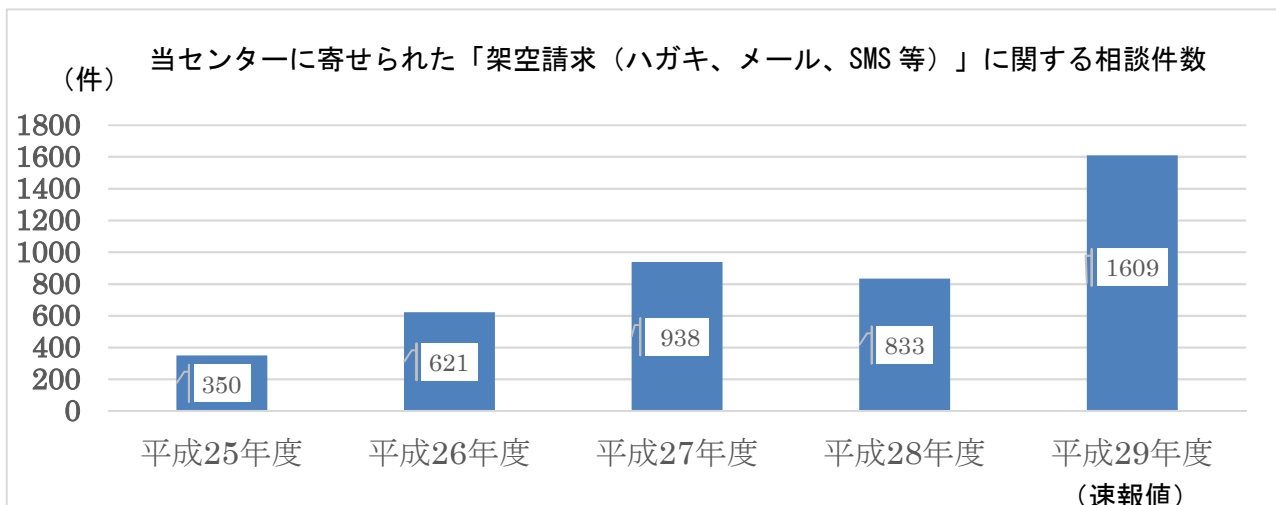
平成30年4月26日
千葉県消費者センター
電話 047(431)3811

現在、当センターには、身に覚えがない「消費料金に関する訴訟最終告知」等と書かれたハガキや、「利用料金が未納」等と書かれたメール・SMS（ショートメッセージサービス）が届いたという架空請求に関する相談が多く寄せられています。

このようなハガキやメール等に記載された連絡先に電話すると、個人情報聞き出され、「このままでは訴訟になる」等と脅されて金銭を要求されます。心当たりがなければ、決して相手に連絡せず、支払いもせず無視してください。

対処に困った場合は、千葉県消費者センター（相談専用電話：047-434-0999）又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。

<参考>



<相談事例>

事例1 (ハガキ)

自宅に『総合消費料金に関する訴訟最終告知』と書かれたハガキが届いた。『そのまま連絡がない場合は原告側の主張が全面的に受理され、裁判後の処置として給与が差し押さえられる』等と書いてあるが、全く身に覚えがない。どうすればよいか。



アドバイス

- 差出人として「国民訴訟通達センター」や「民事訴訟管理センター」などと記載されており、あたかも国等の機関であるように装っていますが、このような機関は存在しません。
- 同様のハガキは全国的に送付されており、記載された電話番号に連絡すると「訴訟になる」等と脅されて金銭を要求されます。
- このようなハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払いもせずに無視してください。

事例2 (メール・SMS)

- ① 携帯電話に大手通販会社の名前で『有料サイトの料金が未払い』と書かれたSMSが届いた。『そのまま連絡しないと法的手段を取る。今日中に連絡するように』と書いてあるが、身に覚えがない。どうすればよいか。
- ② スマートフォンに大手事業者の名前で『利用料金の入金を確認できない。本日中に連絡がない場合は裁判になる』というSMSが届いたが、その大手事業者と取引したことはない。対処法を知りたい。



アドバイス

- 同様の架空請求メール・SMSに関する相談が多く寄せられています。
- これらのメール等は、無作為に大量送信されており、記載された電話番号に連絡すると、高額な料金を支払うよう要求されます。
- 身に覚えがなければ、決して相手に連絡せず支払いもせずに無視してください。